

## 平成29年度 男女共同参画週間

毎年6月23日～29日は男女共同参画週間です。今年も、男女共同参画について皆さんに知っていただくため、全国で様々なイベントが行われました。

～今年のキャッチフレーズ～



八王子市では、男女共同参画週間イベントとして講演会、セミナー、パネル展示、図書館テーマ展示を実施しました。

本号ではその様子を報告します！



## 6月10日(土) 開催 男女共同参画週間記念講演会

# 自分をすり減らさない生き方 ～男らしさ・女らしさにとらわれない～



講師 深澤 真紀 さん  
(獨協大学特任教授、コラムニスト)

テレビのコメンテーターとしても活躍し、流行語大賞トップテンを受賞した「草食男子」の生みの親である深澤真紀さんをお迎えし、講演会を開催しました。

「草食男子」という言葉が生まれた経緯についてお話されたほか、自分をすり減らさない生き方として、働き続ける事を考え、自分を「メンテナンス」していくことが大事であること、自分自身のことをよく知り、理解することが一番大切であることなど、深澤さんならではの視点からお話を聞くことができました。

当日は多くの方に参加していただき、講演後質問される方も多く、とても活気のある講演会となりました。

### 《参加者の声》

- ・世間で言われている草食男子や未婚率の話題について、改めて考えるきっかけになったことと、毎日を過ごすコツなど、参考になる話が多くあったという間の講演会でした。
- ・自分をすり減らさない生き方は老若を問わず大切だと思います。
- ・生きるのが楽になるような講演でした。ありがとうございました。



## 6月21日(水)・22日(木) 男女雇用平等セミナー 「女性が働きやすい職場のための法知識」

～均等法、育児・介護休業法改正等と、セクハラ・マタハラ等の裁判例・事例～

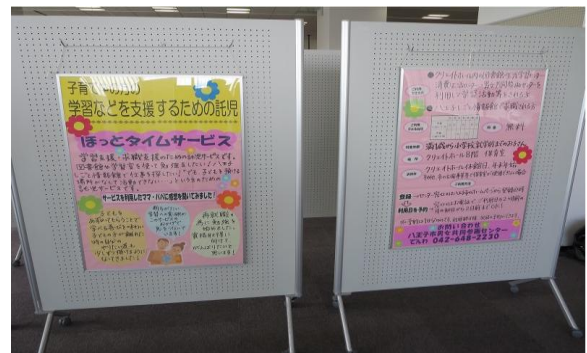
改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が平成29年1月1日から施行され、事業主はマタハラ等を防止する措置を講ずることが義務付けられました。

本セミナーは、使用者や人事担当者の方が内容を正確に理解し、適切に対応していただくため、均等法や育児・介護休業法の制度全般の確認及び改正法の内容解説、セクハラ・マタハラについての裁判例や事例、企業における法的留意点の解説を行いました。

(主催：東京都労働相談情報センター八王子事務所 共催：八王子市)

## 6月1日(木)～15日(木)「男女共同参画週間」展示

八王子駅南口総合事務所の多目的スペースにおいて、男女共同参画センターの事業案内として、実施講座や託児サービス等を紹介し、多くの市民の皆さまにお越しいただきました。



## 図書紹介

男女共同参画週間にあわせて、中央図書館、生涯学習センター図書館ほか、市内の図書館において、テーマ展示コーナーに男女共同参画に関する本を並べて、図書の紹介をしました。



平成28年  
4月1日施行

# 女性活躍推進法 について

女性活躍推進法の目的等は、『男女共同参画情報紙「ぱれっと vol.33」』で説明しました。今回は「事業主行動計画」について解説します。

## ★事業主行動計画とは？

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する状況を把握・分析し、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ「事業主行動計画」を策定することが義務付けられました。（300人以下の事業主は努力義務）

事業主行動計画には、民間企業等（一般事業主）が定める「一般事業主行動計画」と、国及び地方公共団体（特定事業主）が定める「特定事業主行動計画」があります。



### 事業主行動計画の策定状況

#### ◇ 一般事業主行動計画

（平成29年6月30日現在）

	301人以上の企業			300人以下の企業
	企業数(社)	計画届出企業数(社)	届出率(%)	計画届出企業数(社)
東京都	4,668	4,630	99.2	793

（厚生労働省「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」より）

#### ◇ 特定事業主行動計画

	策定団体数
国(立法・行政・司法各機関)	49(100%)
都道府県(知事部局)	47(100%)
市町村(市町村長部局)	1,741(100%)

（内閣府 男女共同参画局ホームページより）

平成28年8月末までに  
策定率は全て100%に  
なりました！

## ★「えるぼし」認定とは？

行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定マーク「えるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使うことができます。

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



### 「えるぼし」マークの意味は？

えるぼし認定マークがあるということは、女性が活躍し、才能を發揮できる環境が整っているということです。就職や転職をする際に、このマークを企業選びの一つの指標とすることができます。



## 女性のための相談



一人で悩まないで。困ったときは相談を。

**専用電話 042-648-2234**

- ・プライバシーは守ります。
- ・相談はいずれも無料です。
- ・託児もあります。  
(満1歳～未就学児 予約制)

### 専門相談 \*事前に電話でご予約ください。

夫婦・家族間の不和・もめ事の悩み、生き方や人間関係、交際相手との悩み、女性の人権に関わることや法的な相談に、専門の女性相談員が応じます。

#### ★女性のための相談(専門相談員)

木曜日：午後1時～午後4時

#### ★女性のためのカウンセリング

(心理カウンセラー)

水・土曜日：午前9時～正午

第2・3金曜日：午後4時～午後7時

第4月曜日：午後1時～午後4時

#### ★女性のための弁護士相談(弁護士)

第4土曜日：午後2時～午後5時  
(予約は毎月1日から)

### 電話相談

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、男女共同参画センターの相談員がお話を伺います。  
(年末年始はお休み)

月～土曜日：午前9時～午後7時

日曜日、祝・休日：午前9時～午後5時



クリエイトホールまでは・・・

JR 八王子駅から徒歩4分

京王八王子駅から徒歩4分

★駐車場はありませんので、車でお越しの方は八王子駅北口地下駐車場(有料)などをご利用ください。



百年の彩りを 次の100年の輝きへ

### ◆ 八王子市男女共同参画センター

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話 042-648-2230

相談専用電話 042-648-2234

ファックス 042-644-3910

メール b050900@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/33852>

[/danjokyodo/index.html](http://www.city.hachioji.tokyo.jp/33852/danjokyodo/index.html)

### ◆ 開館時間

月～土曜日 午前9時～午後7時

日曜日、祝・休日 午前9時～午後5時

### ◆ 休館日

年末年始(12月29日～1月3日)

原則毎月第1火曜日

### DVホットライン八王子(民間団体による相談)

女性のための電話相談です。秘密厳守します。

電話相談： 月曜日 午前9時～12時

お問合せ： 042-626-8258

### れんこんの会(女性のためのサポートグループ)

日時： 第2土曜日 午後2時～4時

第4木曜日 午前10時～12時

お問合せ： 080-5039-9374

### いっぽの会(まず、一歩。女性同士の語り合いの会)

日時： 第1・第3金曜日

午後1時30分～3時30分

お問合せ： 090-6338-4391

090-7408-1372



編集・発行

八王子市男女共同参画センター

男女共同参画センターの情報を  
携帯電話で読み込むことができます。

